

随意契約によることとした理由

1 件名

ガバメントクラウド利用権付与兼債務引受契約

2 概要

ガバメントクラウドの利用に当たり、クラウド環境の利用権の付与を受けるとともに、払い出されたクラウド環境の利用料をデジタル庁を通じてクラウドサービス提供事業者を支払うために締結する契約である。

3 契約の相手方

(1) 名称

デジタル庁

(2) 所在地

東京都千代田区紀尾井町 1－3

4 随意契約の根拠規定

■ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当

□ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

5 随意契約によることとした理由

本契約は、ガバメントクラウドの利用に当たり、国（デジタル庁）が定める契約の枠組みに基づき、同庁との間で締結する必要があるものであり、契約の相手方はデジタル庁以外にない。